

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正
(案)

1 改正の目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項に基づき、各地方公共団体が利用する「地方公共団体情報システム」(同法第2条第1項)は、標準化基準に適合するものでなければならないこととされた。このため、自立支援医療(精神通院医療)の様式の一部については、県が施行細則で定める必要性がなくなったことから、施行細則から関係様式を削除するものである。

なお、標準化される第一号様式から第三号様式は、別途作成している県事務処理要領において定めるものとする。

また、令和7年11月21日公布、令和7年12月1日施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令」(政令第387号)により、施行細則第7条第2項で引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)の条文が移動したことに伴い、所要の整理を行うものである。

2 改正の概要

改正箇所	内容
第一号様式 第二号様式 第三号様式	別途事務処理要領において定めるため削除。
第7条第2項	政令の条ずれに伴う改正
その他様式等	様式削除による様式番号のずれを改正

3 施行期日

公布の日から施行する。